

令和6年5月29日

保護者・地域の皆さまへ

伊東市教育委員会

市立小・中学校への時間外アナウンス電話の導入について（お願い）

保護者及び地域の皆さまにおかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃より、伊東市の教育行政にご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、昨今国をあげて働き方改革が進められており、学校においても、業務の明確化・適正化、必要な環境整備等、教職員の長時間勤務是正に向けた取組を実施していくことが求められています。伊東市においても教職員の「働き方改革」を推進し、子ども一人ひとりに対する教育の質の維持・向上、教職員の能力向上を目的として、すべての教職員が「ワーク・ライフ・バランス」を確立できる環境を整えたいと考えています。

つきましては、教職員の業務負担軽減の取組の一環として、下記のとおり市立小・中学校に時間外アナウンス電話を導入し電話連絡時間を設定することとなりました。保護者・地域の皆さまにおかれましては、本件の趣旨につきまして、何卒ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 時間外アナウンス電話の使用開始日

令和6年6月3日（月）

2 時間外アナウンス設定時間（学校に電話がつかない時間）

(1) 平日

午後6時30分から翌日午前7時30分まで

(2) 長期休業期間（春季・夏季・冬季）

午後4時30分から翌日午前8時00分まで

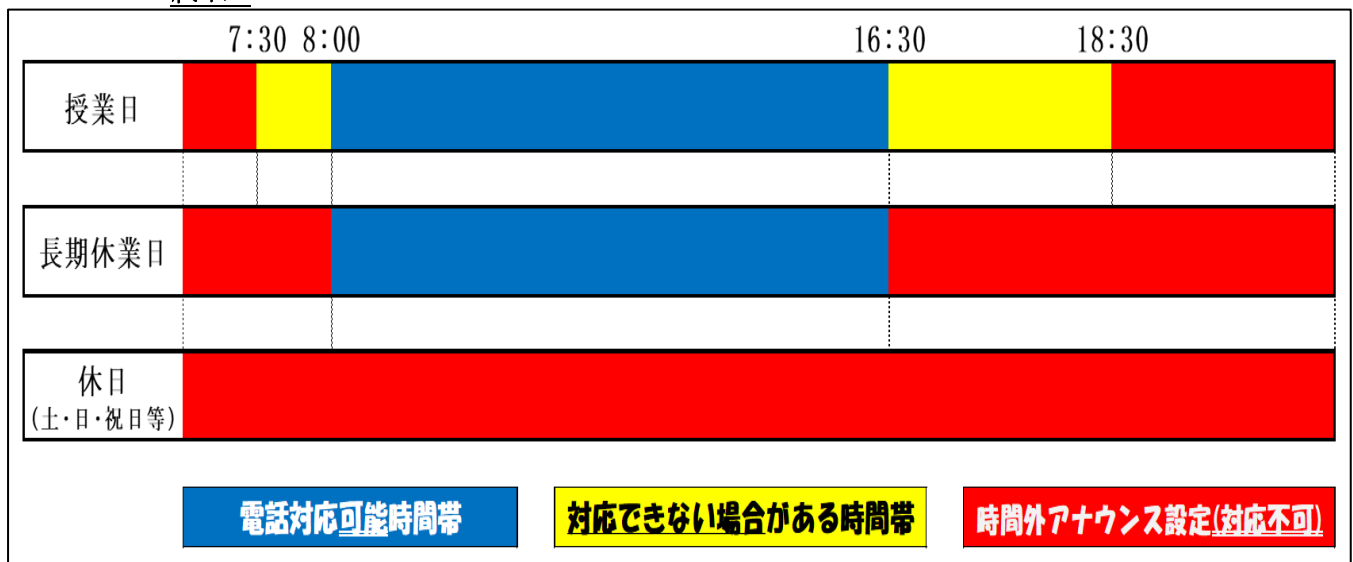
(3) 休日（土・日曜日、祝日）

終日

(4) 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）、夏季休業期間中の学校閉庁日

（例 年8月13日から8月15日）及び行事等の振替休業日

終日



◆裏面に続きます

3 その他

- (1) 録音によるメッセージはお受けいたしません。表面の電話対応可能時間帯におかけ直しいただくようお願いいたします。

『お電話ありがとうございます。本日の業務は終了いたしました。のちほどおかけ直しください。』という自動音声のみが流れる対応となります。

《学校からのお知らせ》

学校からの着信があった場合でも、時間外(18:30以降)につきましては折り返しのお電話への対応はできません。翌日等の勤務日に改めて学校からご連絡させていただきますので、たいへんご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

- (2) 児童・生徒の生命や安全に関わる、緊急を要する重大事態等の場合には、下記の連絡先にご連絡ください。その日のうちに学校からご家庭に連絡が入ります。

<連絡先>

○平日夜間から翌朝、休日(土・日・祝日)、年末年始の閉庁日(12月29日～1月3日)

伊東市役所 電話 0557-36-0111

- (3) 学校からの連絡も原則として午後6時30分までに済ませるようにします。但し、緊急を要する重大事態等に関する情報を学校が把握した場合は、『電話対応不可』の時間帯であっても連絡をさせていただくことがありますので、予めご了承ください。

教職員の勤務時間について

学校によって多少前後する場合がありますが、伊東市立小・中学校の教職員の勤務時間は原則として、午前8時00分から午後4時30分までです。

勤務時間外における教員の負担を軽減し、授業の準備など児童・生徒のための時間を確保するため、皆さまのご理解・ご協力をお願いいたします。

※学校によって勤務時間は異なります。

担 当 伊東市教育委員会 教育指導課
電 話 0557-32-1911 (直通)